

新	旧
<p>第1条～第2条（略）</p> <p>（補助目的、補助対象事業等）</p> <p>第3条 県は、南海トラフ地震に備え、不特定多数の利用者及び避難弱者の安全並びに緊急輸送道路等の避難路及び避難所の機能を確保するため、要緊急安全確認大規模建築物及び要安全確認計画記載建築物を対象に、当該建築物の所有者に対して市町村が費用の一部を補助する耐震診断費補助事業、耐震改修設計費補助事業及び耐震改修費補助事業（ただし、<u>耐震診断費補助事業及び耐震改修設計費補助事業については平成28年3月31日までに着手する事業、耐震改修費補助事業については平成28年3月31日までに耐震改修設計費補助事業に着手する事業に限る。</u>）について、予算の範囲内で補助金を交付する。</p> <p>第3条2～第17条（略）</p> <p><u>附 則</u> この要綱は、平成27年 月 日から施行する。</p> <p>別表第1 耐震診断費補助事業 補助対象限度額</p>	<p>第1条～第2条（略）</p> <p>（補助目的、補助対象事業等）</p> <p>第3条 県は、南海トラフ地震に備え、不特定多数の利用者及び避難弱者の安全並びに緊急輸送道路等の避難路及び避難所の機能を確保するため、要緊急安全確認大規模建築物及び要安全確認計画記載建築物を対象に、当該建築物の所有者に対して市町村が費用の一部を補助する耐震診断費補助事業、耐震改修設計費補助事業及び耐震改修費補助事業（ただし、平成28年3月31日までに着手する事業に限る。）について、予算の範囲内で補助金を交付する。</p> <p>第3条2～第17条（略）</p> <p>別表第1 耐震診断費補助事業 補助対象限度額</p>

①面積 1,000 m²以内の部分は 2,060 円/m²以内
面積 1,000 m²を超えて 2,000 m²以内の部分は 1,540 円/m²以内
面積 2,000 m²を超える部分は 1,030 円/m²以内
ただし、設計図書の復元、第三者機関（注 3）の評定等の通常の耐震診断に要する費用以外の費用を要する場合は 154 万円を限度として加算することができる。

（追加）

②要安全確認計画記載建築物（県指定緊急輸送道路等沿道）及び要安全確認計画記載建築物（市町村指定緊急輸送道路等沿道）については知事が特に必要と認める場合に限り、表 3 に定める額とする。

耐震改修費補助事業
補助対象限度額

①～②（略）

（追加）

③免震工法等特殊な工法による建替工事にあつては、耐震化が必要な建築物の延床面積（平方メートル）×33,600 円を限度として①に加算することができる。（ただし、免震工法等特殊な工法及び建替えのために要する経費で知事が必要と認めたものに限る。）

（追加）

表 3

①面積 1,000 m²以内の部分は 2,060 円/m²以内
②面積 1,000 m²を超えて 2,000 m²以内の部分は 1,540 円/m²以内
③面積 2,000 m²を超える部分は 1,030 円/m²以内

ただし、設計図書の復元、第三者機関（注 3）の評定等の通常の耐震診断に要する費用以外の費用を要する場合は 154 万円を限度として加算することができる

耐震改修費補助事業
補助対象限度額

①～②（略）

③免震工法等特殊な工法による建替工事にあつては、①にかかわらず、耐震化が必要な建築物の延床面積（平方メートル）×33,600 円を限度として加算することができる。（ただし、免震工法等特殊な工法及び建替えのために要する経費で知事が必要と認めたものに限る。）